

議会運営委員会記録

○開催日時

平成30年11月22日 午前9時58分～午前10時43分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	福元光一	委員	川添公貴
副委員長	成川幸太郎	委員	中島由美子
委員	上野一誠	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	永山伸一		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 福田俊一郎

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 今塩屋裕一

○その他の議員

議員 井上勝博

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	商工観光部長	古川英利
総務課長	平原一洋	観光・スポーツ対策監	坂元安夫
文書法制室長	川畑央	次世代エネルギー対策監	久保信治
財政課長	鬼塚雅之		
危機管理監	中村真	建設部長	泊正人
企画政策部長	末永隆光	消防局長	新盛和久
ひとみらい対策監	今吉美智子		
		教育部長	宮里敏郎
市民福祉部長	上大迫修	水道局長	新屋義文
農林水産部長	中山信吾	議会事務局長	田上正洋
六次産業対策監	小柳津賢一	議事調査課長	砂岳隆一

○事務局職員

事務局長	田上正洋	主幹兼管理調査グループ長	久保淳一
議事調査課長	砂岳隆一	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	瀬戸口健一	議事グループ員	藤井朋子
主幹兼議事グループ長	久米道秋		

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - 3 広報委員会委員の推薦について
 - 4 会派室の取扱いについて
-

△開 会

○委員長（福元光一）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

○委員長（福元光一）まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（福田俊一郎）いよいよ28日から始まる12月の定例会に向けまして、議会運営委員会が開かれることになりました。さまざまな課題等もございます。また、新体制で、会派のほうも改編がありましたので、それについてもきょうは御協議をしていただきたいというふうに思います。

どうぞよろしくお願いをいたします。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（福元光一）それでは、まず今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題とします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（田上正洋）資料1-1、平成30年第5回市議会定例会会期及び会期日程（案）をごらんください。

まず、会期は11月28日から12月21日までの24日間であります。

会期日程は、11月28日の本会議で議案説明、翌29日午後3時に質問通告締め切り、質問予定者数につきましては、資料1-2のとおり、最大で11人となっておりますので、3日間で質問者を割り振ることとし、12月7日及び10日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、11日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託、12日を本会議予備日とし、13日に総務文教委員会、14日に生活福祉委員会、17日に産業建設委員会を開催願ひ、18日を委員会予備日とし、21日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかがかと考えます。

また、今後の議運の開催予定ですが、中日の議運が12月10日の本会議終了後に、最終日の議運が12月21日の午前9時から、それぞれ予定されております。

○委員長（福元光一）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

○委員（上野一誠）もうはっきりしていますので――新創会の一般質問は、持原議員がする予定でしたけど、監査委員になりましたから、ここは一人ということで訂正をお願いいたします。

○委員長（福元光一）ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）質疑は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了します。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（福元光一）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題とします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田上正洋）資料2-1、付議事件等区分表（案）をごらんください。

まず、提出予定議案は、一般議案17件、補正予算議案12件の計29件であります。

資料2-2、付議事件一覧をごらんください。

議案第122号は、職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正であり、人事院規則の一部改正に準じて、職員に支給する夜間看護手当の額を改定しようとするもの。

議案第123号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正であり、一般住宅条例による一般住宅の管理に関する事務において個人番号を利用することができるよう規定を追加するとともに、生活保護法の一部改正により、進学準備給付金制度が創設されたことに伴い、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第124号及び125号は財産の取得議案

であり教育環境整備のため、124号は教育用コンピューターを、125号は普通教室用パソコンを、それぞれ記載のとおり取得しようとするもの。

議案第126号から、2ページの128号までは、いずれも指定期間満了に伴う指定管理者の指定議案であります。

126号は川内歴史資料館等について、127号は川内まごころ文学館について、それぞれ引き続き公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社を、128号については入来麓旧増田家住宅等について、引き続き入来麓伝建地区協議会をそれぞれ指定しようとするものであります。

議案第129号は、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正であり、公職選挙法の一部改正により、市議会議員選挙におけるビラの頒布ができることとなるため、当該ビラ作成の公費負担について定めようとするものであり、以上の8件は12月13日の総務文教委員会に。

次に、議案第130号は環境保全条例の一部改正であり、関係法の一部改正に伴い、引用する法律の名称を変更するほか、所要の規定整備を図ろうとするもの。

議案第131号は財産の取得議案であり、里診療所の医療機器整備のため、マルチスライスCT装置一式を記載のとおり取得しようとするもの。

議案第132号は、水道事業の設置等に関する条例の一部改正であり、民営の高貴、堀之内、乗越の各専用水道及び木場谷上飲料水供給施設について、水道事業に統合しようとするものであり、以上の3件は12月14日の生活福祉委員会に。

3ページをごらんください。

次に、議案第133号は財産の取得議案であり、市民の安全・安心の確保、市内企業の育成等のため、独立電源型ソーラーLED灯を記載のとおり取得しようとするもの。

議案第134号は、川内駅コンベンションセンターを公の施設として設置することについて、新たに条例で定めようとするもの。

議案第135号は、指定管理者の指定議案であり、観光船かこの指定管理者として新たに合同会社甞幸葉海業を指定しようとするもの。

議案第136号は、道路占用料等徴収条例の一

部改正であり、県道の占用料改定に準じて、本市の道路占用料を改定しようとするもの。

議案第137号及び138号は、いずれも指定期間満了に伴う指定管理者の指定議案であり、議案第137号は、川内地域の市営住宅等について、引き続き平野商事株式会社を指定しようとするもの。議案第138号は、東郷、樋脇、入来、祁答院の4地域の市営住宅等について、引き続き株式会社橋口組を指定管理者として指定しようとするもので（7ページの発言により訂正済み）、以上の6件は12月17日の産業建設委員会にそれぞれ付託してはとを考えます。

なお、今期定例会に提出される指定管理者の指定議案及び財産取得議案については、今後、各議員に文書で照会するなど、除斥対象議案かどうかの確認を行うこととなります。

また、本会議初日においては、除斥対象議案を除く議案を一括議題として提案理由説明を受け、除斥対象議案は別途1件ずつ議題として提案理由説明を受けることとなります。

さらに、総括質疑、また最終日の委員長報告及び採決についても、同様の取り扱いとなります。

次に、議案第139号については、平成30年度の一般会計補正予算であり、各常任委員会に分割付託してはと考えます。

4ページをごらんください。

また、議案第140号から150号までの11件は、平成30年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算であり、それぞれ記載のとおり、各常任委員会に付託してはと考えます。

次に、今後、提出予定議案ですが、一般議案1件の提出が予定されているようです。

○委員長（福元光一） ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長（鬼塚雅之） 今市議会定例会に上程します議案第139号から議案第149号までの各会計補正予算の概要について説明いたします。

それでは、薩摩川内市各会計予算書、予算に関する説明書（第3回補正）の210ページをお開きください。

予算資料1、各会計歳入歳出補正予算額調べの表になります。今回の補正は、一般会計のほか10特別会計において、予算補正を行っております。

す。一般会計の補正額は５億３，９９４万２，０００円の増額で、補正後の額を５４９億７，３７０万５，０００円とするものであり、特別会計はごらんとおりであります。

まず、特別会計の主な補正内容について申し上げます。

簡易水道事業及び温泉給湯事業は、一般職員給与費の調整及び消費税等の納付額決定に伴う経費の増減調整を。

公共下水道事業は、国庫補助内示に伴う事業費や消費税等の納付額決定に伴う経費等の減額を。

農業集落排水事業及び漁業集落排水事業は、消費税等納付額の決定に伴う経費及び公債費の増減調整を。

入来温泉場地区土地区画整理事業は、公債費の減額を。

国民健康保険事業及び介護保険事業では、執行見込みによる給付費等の増減調整及び国庫支出金等精算返納金の増額を。

国民健康保険直営診療施設勘定は、職員異動等に伴う一般職員給与費の調整を。

後期高齢者医療事業は、広域連合への納付金の増額を行うものであります。

それでは、一般会計について、補正予算の概要を説明いたしますので、２１２ページの歳出目的別の表をごらんください。

それでは、総務費では、財産一般管理費において、平成２９年度予算から繰り越していた旧高城西中学校の閉校跡地利活用事業が、事業着手のおくれにより今年度中の完了が見込めないことから、改めて予算を確保し、事業の進捗を図るもの及び旧山田小学校の閉校跡地利活用事業の事業費が確定したことに伴い、減額を行うもの。

庁舎管理費及びコミュニティ推進費において、事業の執行見込みによる減額を行うもの。

なお、今回の補正では、各費目において、職員異動等に伴う一般職員給与費等の調整を行っておりますが、７３ページから７５ページに給与費明細書をお示ししておりますので、各費目における給与費の説明は省略いたします。

次に、民生費では、障害児通所支援事業費において、心身障害児児童発達支援事業等の給付費を実績見込みにより増額し、介護保険対策費において、介護サービス給付費等の増減調整を伴う介護

保険事業特別会計繰出金を増額し、生活保護管理運営費において、国庫支出金等精算返納金を増額するもの。

衛生費では、国民健康保険対策費において、給付費等の執行見込みに伴い、国民健康保険事業特別会計繰出金を減額し、後期高齢者医療対策費において、長寿健診事業の執行見込みによる経費の増額及び前年度の広域連合市町村療養給付費負担金の確定に伴い負担金を増額し、温泉給湯事業費において、温泉給湯事業特別会計への繰出金を減額するもの。

農林水産業費では、市単土地改良事業費において、繰越明許費を活用した１５カ月執行予算として農道の舗装等に係る経費を増額し、林業振興育成費において、効率的な間伐実施に必要な高性能林業機械を導入する林業事業体への支援に要する経費を増額するもの。

商工費では、川内港振興事業費において、コンテナ取扱量の増加に伴う川内港貿易補助金や木材輸出補助金等の実績見込みにより、薩摩川内市貿易振興協会へ補助金を増額し、観光物産施設事業費において、甞島地域宿泊施設の機能充実・拡大を図る宿泊事業者への支援に要する経費を計上するもの。

土木費では、道路維持費において、繰越明許費を活用した１５カ月予算として工事請負費の増額等を行い、急傾斜地崩壊対策事業費において、執行見込みにより経費を減額し、公共下水道費において、国庫補助内示に伴う事業費の調整等により、公共下水道事業特別会計繰出金を減額するもの。

消防費では、常備消防車両等購入費において、県外在住の方から寄附をいただき、高規格救急車及び高度救命処置用資機材の購入を行うための経費を増額し、防災行政無線通信施設管理費において、設置要望に対応するため、戸別受信機の購入に係る経費を増額するとともに、防災情報ネットワーク更新事業負担金が不用となったことにより減額を行うもの。

教育費では、事務局管理費において、給食代替職員用の委員等報酬を増額するとともに、旧南瀬小学校、旧山田小学校等の閉校跡地利活用事業に係る土地・建物貸し付けに伴う収入額の一部を積み立てるため、学校教育施設整備基金積立金を増額し、小学校諸施設整備事業費において、鹿島小

学校屋内運動場の床改修経費を計上し、総合運動公園管理費において、総合運動公園の空調機等の改修経費を増額するとともに、総合体育館やスポーツ交流研修センターの利用者増に伴う指定管理に係る経費を増額するもの。

災害復旧費では、現年公共農林水産施設災害復旧事業費において、7月の豪雨により、林道5路線ののり面崩壊等の復旧に係る経費を計上し、現年公用公共施設災害復旧事業費において、8月の台風19号の接近に伴い、上甕の田之尻展望所遊歩道が破損したことから、その復旧工事を行うための経費を計上するもの。

公債費では、長期債償還元金及び長期債償還利子において、執行見込みにより減額をするもの。

諸支出金では、水道事業費において、7月の西日本豪雨災害に係る愛媛県大洲市への水道職員派遣について、県から受ける災害救助費繰替支弁金や、公債費等に係る一般会計負担金を水道事業会計へ支出するための経費を増額するもの。

次に、歳入について説明いたします。前のページに戻っていただき、211ページの歳入の表をごらんください。

市税では、市民税の個人分及び法人分、固定資産税等において、その収入見込みにより増額をするもの。

地方特例交付金では、その交付額の決定に伴い増額するもの。

地方交付税では、普通交付税において、交付額の決定に伴い減額するもの。

分担金及び負担金では、児童福祉費負担金において、保育所等の入所に係る保護者負担金の収入見込みにより減額するもの。

使用料及び手数料では、総合体育館やスポーツ交流研修センターの利用者増に伴う収入見込みにより増額をするもの。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業内示により、各補助金等を増減調整するもの。

財産収入では、旧南瀬小学校、旧山田小学校等の土地・建物貸付収入を収入見込みにより増額するとともに、旧大村高校実習農地跡の売却に伴い、土地・建物売払収入を増額するもの。

寄附金では、教育費寄附金として3件の75万8,000円、消防費寄附金として1件の3,466万8,000円を寄附いただいたことに

より増額するもの。

繰入金では、今回補正に伴う財源対策として、財政調整基金繰入金を増額するとともに、旧高城西中学校の閉校跡地利活用事業や総合体育館空調機修繕事業に係る財源として、市有施設保全基金繰入金を増額するもの。

諸収入では、雑入において、竹等の地域未利用バイオマスのエネルギー利用事業可能性調査業務に係る補助金として、一般社団法人環境技術普及促進協会からの補助内示に伴う二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を計上するとともに、一般コミュニティ助成事業の実績見込みにより、同事業に係る助成金を減額するもの。

市債では、川内クリーンセンター基幹的設備改良事業に係る補助内示に伴い、一般廃棄物処理施設整備事業債を減額し、林道災害復旧事業に伴い、現年公共災害復旧事業債を増額し、臨時財政対策債を発行可能額の決定に伴い増額をするもの。

次に、継続費の補正について説明いたします。7ページをごらんください。

第2表、継続費補正は、変更として、中郷五代線立体交差部整備事業において、事業実績見込みにより、本年度の年割額を変更するもの。

次に、繰越明許費について説明いたします。次の8ページをごらんください。

第3表、繰越明許費は、九つの事業を設定するもので、今回の補正により計上した旧高城西中学校の閉校跡地利活用事業、15カ月執行予算の農道改良事業及び道路維持補修事業、現年公共農林水産施設災害復旧事業など、年度内の事業完了が見込めないため、翌年度に繰り越して使用できる経費として設定するもの。

次に、債務負担行為について説明いたします。次の9ページをごらんください。

第4表、債務負担行為補正の追加の7事業は、観光船かのこや市営住宅等の指定管理に伴うもの。それと、小学校及び中学校のスクールバス運行事業に係るものでございます。

最後に、地方債補正について説明いたします。次の10ページをごらんください。

第5表、地方債補正の変更は、一般廃棄物処理施設事業、都市計画事業及び消防・防災施設整備事業の限度額を減額するとともに、現年公共災害復旧事業及び臨時財政対策債の限度額を増額する

ものでございます。

以上で、今回の補正予算に係る概要説明を終わります。

○総務部長（田代健一） 今後提出予定議案について、2点、補正予算関連でお願いをいたします。

まず、国の1次補正に係ります義務教育施設の空調設備整備の予算につきまして、今後の内示等の状況を見た上で、追加の上程をさせていただければと考えております。

それから、本年、人事院勧告に伴います職員給与等の改正につきましては、現在、国家公務員給与の改正法案が国会で審議中でございまして、こちらも法案の成立を待って、提案のほうをさせていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○事務局長（田上正洋） 申しわけございません。先ほど説明いたしました資料に誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（福元光一） はい、どうぞ。

○事務局長（田上正洋） それでは、お手数ですが、再度、資料2-2、付議事件一覧の3ページでございます。

議案第137号と138号の備考欄の説明が入れかわっております。再度、説明をさせていただきます。

議案第137号は、川内地域の市営住宅等について、引き続き平野商事株式会社を指定しようとするもの。議案第138号は、東郷、樋脇、入来、祁答院の4地域の市営住宅等について、引き続き株式会社橋口組を指定管理者として指定しようとするものであります。（4ページで訂正済み）

おわびして、訂正をいたします。申しわけありませんでした。

○委員長（福元光一） ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議ありませんので、

そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審議を終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時32分休憩

~~~~~

午前10時34分開議

~~~~~

**○委員長（福元光一）** ここで、本会議に戻します。

△広報委員会委員の推薦について

**○委員長（福元光一）** 次に、広報委員会委員の推薦についてを議題とします。

広報委員会委員については、各常任委員会から資料4のとおり選出されております。

については、資料のとおり、広報委員会委員を議長に推薦することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○委員長（福元光一）** 御異議ありませんので、資料のとおり、広報委員会委員を議長に推薦することを決定しました。

以上で、広報委員会委員の推薦についてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時35分休憩

~~~~~

午前10時37分開議

~~~~~

○委員長（福元光一） ここで、本会議に戻します。

△会派室の取扱いについて

○委員長（福元光一） それでは、会派室の取扱いについてを日程に追加し、これを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一） 御異議ありませんので、本件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

それでは、会派室の取り扱いについては、先ほ

ど意見が集約されたとおり、現状のまま本使用する
ことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、そ
のように取り扱うことに決定しました。

以上で、会派室の取扱いについてを終了します。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時38分休憩

~~~~~

午前10時43分開議

~~~~~

○委員長（福元光一）ここで、本会議に戻しま  
す。

---

△閉 会

○委員長（福元光一）以上で、議会運営委員会  
を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（福元光一）御異議ありませんので、  
以上で、議会運営委員会を閉会いたします。



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会  
委員長 福元光一